

令和7年12月（第14回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和7年12月16日（火）18:00～19:00

市役所本庁舎 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

川崎 裕美 委員

澤田 英人 委員

3. その他議場に参加した者

濱原教育部長、中村教育次長、大石教育総務課長、島谷教育総務副課長、上田教育総務係長、叶屋学校教育課長、林社会教育課長、吉田人権教育課長

4. 傍聴者

なし

5. 要 旨

教 育 長：ただ今から、令和7年12月16日の第14回教育委員会会議を開催いたします。本日は、重村委員が諸事情により欠席ですが、出席委員数が過半数となっていることから会議として成立していることを最初に報告します。はじめに、前回11月19日開催の第13回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、第13回の議事録について承認とさせていただきます。次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員をお願いします。

教 育 長：本日の議題は、議案第14号「学校の安心・安全ルールについて」の1件と、その他の事項として「令和8年宇部市二十歳のつどいについて」、「人権条例施行に伴う小・中学生配布用リーフレット作成について」、「寄附の報告について」の3件となります。また教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

教 育 長：異議がないようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。はじめに、議案第14号「学校の安心・安全ルールについて」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：「児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について」という資料に沿って説明させていただきます。名古屋等で発生した事件の影響は、全国的に非常に大きいものがありまして、宇部市の教職員が子どもたちを守るための服務規律やルール等について今回はご説明したいと思います。山口県教育委員会が、「不祥事根絶のために」という服務規律を令和6年4月に改定しています。要旨のみ載せておりますがここにあるように、教職員は子どもたちから個別相談を受けた場合には、事前に管理職等に報告する。突然の場合でも、できる限り速やかに報告するとなっております、当たり前ですが身体接触をしない。これは今、非常に重要なポイントになっています。それから、性的な

からかいや冗談、性的な内容の会話をしない。SNSを通じた児童生徒との私的な連絡は禁止となっています。当然ですが、学校外でも個人的な面会は禁止と通知がされています。このような服務規律があった上で、令和7年7月11日付で県教職員課から、より具体的な服務規律の確保徹底について県内の各小中学校に送付がされているものです。内容については、児童生徒の性暴力等に該当する行為は、原則懲戒免職処分であること。性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと。SNS等による生徒との私的な連絡は禁止であることが通知されています。それから執務環境の見直しや、組織的な教育指導体制の構築等、特に盗撮防止の項目や、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末では、校長の許可がない限り児童生徒等を撮影することがないように県内で共通化されました。これは県内のすべての教職員及び児童生徒にグーグルやマイクロソフト等の公的なアカウントが付与されているという状況が整いましたので、今回、児童生徒に連絡する際の取り扱いを変更して、先ほど説明したようになったものです。SNS等による児童生徒との連絡は原則禁止となっていますが、宇部市の場合は、部活動等の連絡につきましては、シグフィーというアプリがありますので、そちらを利用して連絡することが可能になっています。ただし、必要最低限度の範囲内で連絡をし、個人的な連絡はしないとしています。そして、年間3回以上執務環境の点検・見直しを実施することとなっており、教室等を全て見回り、盗撮機のようなカメラが仕掛けられていないかなど、そういった点検を学期に1回は必ず実施するとされています。また、学級通信を作成するため、子どもたちの活動を撮影する場合でも、その撮影した画像等は、管理職が指定する特定のフォルダの中に、当日中に原則保存するとしています。子どもたちが性被害に遭わないために、このようなルールづけを行っているところです。これは宇部市だけではなく、山口県全体で行っているものです。説明は以上です。

教 育 長：この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委 員：先ほど、部活動での連絡手段はシグフィーを利用しているが、個人的なやりとりは禁止と言われましたが、個人的なやりとりができるのですか。

事 務 局：シグフィーは、基本的にはグループ設定されており、例えば部活や学級等の特定のグループに送るのが基本です。ただし、欠席の連絡をする場合など、保護者から一方通行で送信する機能もあります。当然、部員が1人しか在籍しない場合に、部活のことを共有するために送信することはありえますが、私的な内容の連絡はしないとしているものです。

教 育 長：シグフィーだとやり取りをした履歴は残るとの認識でいいですか。

事 務 局：確認できる体制になっています。そういった意味では、ライン等の連絡アプリとは違い、管理できる連絡手段と認識しています。

委 員：児童生徒に対して身体に接触をしないというのは、「頑張ったね」などと肩を叩くのも禁止されるのですか。

事務局：教職員の中には、「よく頑張ったね」などの激励で肩を叩くなどやりがちな行為ですが今は、それを嫌がる子どももいるのも事実です。登下校の際の見守り隊のおじいちゃんやおばあちゃんには、子どもたちからくつつきに行くという事もありますが、これはあくまで教職員に対して不要な身体接触をしないということが定められているものです。もちろん怪我等の緊急事態は除いたうえで、誤解を受けるようなことはしないとなっているものです。

教育長：学童は身体接触禁止だと、対応が難しい場合もあるのではないですか。

委員：なるべく身体接触禁止として対応しています。泣いている子などの対応には苦慮しますが、1対1にならないように考慮しています。

事務局：学校でも、誰から見ても誤解を与えることのないように、常識の範囲内でやるようにしています。

委員：子どもたちの身を守ると同時に、先生たちが誤解されないように先生の身も守れるようにルールを遵守していただきたいと思います。

委員：私たちが校外学習等を見学するときに、参考として写真を撮っていましたが、撮影はもうしてはならないとのことですか。

事務局：いえ、校長に確認していただければ問題ありません。子どもの中には撮影を許可していない保護者もいらっしゃいますので、校長にご確認ください。

教育長：他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

事務局：このルール等は、保護者や子どもたちにも共有する必要があると思いますが、共有はどうしましたか。

事務局：保護者には、すでに通知はしています。それから、子どもたちの性暴力等を防止するためのアンケート調査も、保護者に直接通知して実施していますので、ある程度の保護者はご存知だと認識しています。

教育長：他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

事務局：部活動の地域展開についての新聞記事を、お手元に配布していますので、この場を借りて紹介させていただきます。この度の12月議会で市長が、地域展開について具体的な答弁をしています。令和11年度末をもって、部活動は地域クラブへ完全移行を目指すというものです。準備期間に4年間を要し、今年度中に制度設計に入ることが説明されました。

教育長：宇部市では、市長部局が地域展開室をつくり地域展開を進めています。その中で、美祢市や長門市、防府市は、中学校部活をやめる時期を打ち出していますが、部活難民が出るような話を聞いています。実際に、宇部市内でも地域に受け入れがなくて、生徒がもう諦めたというような相談もありました。私も市長も、絶対にそのような部活難民は出してはいけないということで、移行期間の終わりを区切りませんでした。とにかく完全移行で地域展開が終わるまでは、何年かかってもやろうと思っていました。それが9月に開催した協議会、私が会長で、校長先生や地域プロスポーツクラブやスポーツ協会、文化連盟が集まる会議ですが、その場で、学校長からやはり移行期間の区切りが欲しいと意見がありました。宇部市はいつまで移行を待つのかすごく不安な思いがあるよう

で、他の市町が終わりを区切っているのに、何故宇部市は区切りを設けないのかという意見があり、その場で協議した結果、区切りを設けたほうがよいということを経済委員会の総意として決定しました。それを市長にお伝えして、区切りを設けることとなりました。ただし、4年間ありますので、もう絶対に部活難民は出さないとして、今後は市が中心になり、積極的に呼びかけて、あと4年間ですべての部活が地域展開できるように全力を尽くすことを市長も表明されました。教育委員会も一緒になり、地域展開を進めていきますので、詳細はまた報告させていただきます。

教 育 長：他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委 員：この土曜日に山口県PTA研修大会が光市で行われ、光市の小中学校の事例発表や自慢の取組など、学校の取組を発表していました。その中で、部活動の地域展開が進む中で、スポーツや文化活動だけを移行していくのではなく、子どもの居場所となるところを作っていくという方向性でもいいのかと感じました。地域で塾をしているところが学習の場を提供しているような事例があり、今までの部活動のイメージから私たちも脱却しないといけないのではないかと思います。ある中学校の地域では、ブルーベリー農家さんがブルーベリーを収穫しきれないので、ブルーベリーの収穫をしてもらい、その後の活用方法もケーキ屋さんに持っていき、一緒に商品開発をしてマーケティングの勉強をするなど、様々なことを通して学ぶ時間を作っていました。キャリア教育の一環として地域の方や企業にもお手伝いをいただいて、スポーツや文化活動以外のところで子どもたちが居場所となるところを作っていく。そういう展開の仕方があってもいいのかなと思いましたので、紹介させていただきます。

事 務 局：ありがとうございます。総合的な学習の時間で小学校がよくやっていますが、それを教育課程外いわゆるボランティア等とクラブ活動をリンクさせながらやっていく。今、少しずつそのような取組が出てきていると私も聞いています。宇部市でも、真似できるところがあると思いますので、ぜひその辺りは積極的につなげられるところを見つけていきたいと考えています。

教 育 長：言われるように我々の時代では部活といえば、競技であるスポーツのようなもの、そういう認識でずっといました。今の時代は、技量を伸ばして大会に出て勝ちたいという生徒もいれば、ゆる部活と言われる放課後に楽しくみんなでゆるくスポーツをして楽しみたいという生徒もおり、そういった生徒は地域クラブに行かず、部活を残して欲しいという状況です。ですので、いろんな考えが出てきているのだと思います。競技だけではなく、皆さん言われたように様々な部活以外の活動、それがやっぱり居場所となっていて、自己肯定感も感じられるというのが、今からは必要なのだと思います。

教 育 長：他にご意見がなければ、議案第14号「学校の安心・安全ルールについて」は承認ということよろしいですか。

教 育 長：それでは承認とさせていただきます。続きまして、その他の事項として「令和8年宇部市二十歳のつどいについて」事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、社会教育課から、令和8年宇部市二十歳のつどいについて、概要を説明させていただきます。まず、一般的に言われる成人式そのものについては、令和4年の民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられ、全国的にも動向が注目されておりました。結果的には、ほとんどの自治体が行事の名称を変更することで、これまで通り20歳を対象として継続実施されています。宇部市では例年、企画・実施等のノウハウを持つ民間事業者に運営業務を委託しており、公募の結果、昨年度と同じ「一般社団法人 SAKI-DORIプロジェクト」が受託者となっています。昨年度と違う点としては、主に2つあり、毎年恒例のプログラムとして、各中学校の卒業アルバムの写真を振り返るスライドショー上映が行われていますが、これまで宇部総合支援学校については、生徒のプライバシーの問題や、そもそも卒業アルバム自体を作成されていない等の理由により、上映には含めておりませんでした。しかしながら、以前より「ぜひ、他校と同様に取り上げてほしい。」との声を多くいただいておりますので、今回改めて同校と協議を行ったところ、「プライバシーの問題についてはハードルが高いので難しいが、代わりに先生方からの応援メッセージを動画で流してみてもどうか。」とのご提案をいただいたことから、現在、その方向で準備を進めているところです。また、「探究塾」は様々な課題解決を考えるため、市内の高校生で構成されたグループですが、今期のメンバーによる持ち込み企画として提案されたものです。12月14日（日）に、代表の生徒6名による市長へのプレゼンテーションも行われ、具体的な内容は、メッセージボードと写真撮影スポットを設置したい、というものでした。市長からも「ぜひ“宇部ならではのもの”もテーマに入れて考えてみてください」と熱いエールが送られ、こちらも現在、準備が進められているところです。教育委員の皆様からはすでに4名全員ご出席のご連絡をいただいておりますが、式典の様子については、当日、YouTube上でライブ配信され、その後も1月中は記録映像が視聴できるようになっておりますので、併せてお知らせいたします。説明は、以上です。

教育長：この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員：予算の規模はどの程度ですか。

事務局：運営費委託とはがき等の購入費用もありますが、300万円までにはならないと見込んでいます。

委員：もう一点ですが、式典の中で来賓紹介の時間を紙での配布などにより短縮することが出来れば、新成人に飽きが来ずにより良くなると思いますがいかがですか。

事務局：今は例年通りでシナリオを作成していますので、もう一度検討したいと思えます。

教育長：市長部局にも確認して検討してみてください。他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、続きまして、その他の事項として「人権条例施行に伴う小・中学生配布用リーフレット作成について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：9月議会での議決を経て、「宇部市人権尊重のまちづくり条例」が10月1日から施行されました。11月25日（火）の市長の定例記者会見で、「今後の取組」が説明されました。内容としては、市民や事業者の皆様へ、身近な人権課題について改めて認知してもらい、日常生活や職場等における気づきや共感につなげていくことを目的とした取組を開始する、というものでした。その取組については、大きく分けて4項目が示され、①多様な媒体を活用したプッシュ型の情報発信、②人権啓発協力事業者等の募集、③市民参加の促進（作品コンテストの実施）④学校・地域での教育活動が挙げられました。1つ目に挙げられた「多様な媒体を活用した情報発信」の具体策のひとつとして、条例の普及・啓発のためのリーフレットの作成・配付があります。事前にご覧いただいていると思いますが、当課と人権・男女共同参画推進課で協議を重ねまとめたもので、条例の普及・啓発のために分かり易く作成したものです。3種類作成し、一般向け、小学校低学年向け、小学校高学年・中学生向け、という想定のもと、学校において先生が授業などで取り扱いやすい内容となるよう社会教育主事の意見を反映したものです。このリーフレットを教材とする授業展開例の提示や要望があれば出前講座を実施する等、来年度以降、児童・生徒に宇部市にこの条例があることの普及・定着を図り、市の取組の主体となって、人権感覚を身に付け、また、人権意識の高揚を図っていきたいと考えています。

教 育 長：この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委 員：今、宇部市の多くの学校では、子どもに望ましい行動支援をしていくスクールワイドPBSに取り組んでいますが、そちらの動きともリンクするように、小学生向けパンフレット左下に記載のある「5つの～しない」の文言も、ポジティブな言葉にするのはいかがですか。

事 務 局：はい。これはどちらかというと先生の指導用を書いてあるもので、実際に授業での指導の場合はポジティブでの言い回しの展開も考えています。

委 員：お願いいたします。それからもう一点、中学生向けのパンフレットでは、相談窓口の連絡先が記載されており、小学生向けの方もスペースがありますので、小学生が周りに聞きやすいような連絡先を入れてみたらいかがですか。

事 務 局：承知しました。印刷業者にはすでにお問い合わせしていますが、修正ができるかどうかも含めて検討いたします。

教 育 長：他にご意見、ご質問がないようですので、続きまして、その他の事項として「寄附の報告について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：令和7年11月6日匿名の方から、平成24年度から通算163回目となる5千円の寄付を交通遺児のためとしていただきました。寄附の報告は以上です。

教 育 長：本日の議題等については以上となりますが、他にご意見等なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了します。